

令和3年第1回茂原市教育委員会会議（1月定例会）日程

日時：令和3年1月26日（火）15時～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1. 開会宣言

2. 会議録署名人の指定

3. 会議事項

(議決事項)

議案第1号 茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第2号 茂原市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第3号 茂原市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(報告事項)

- 1 第四次茂原市子ども読書活動推進計画（案）に係わるパブリックコメントの実施について
- 2 茂原市教育施策の大綱（案）に係わるパブリックコメントの実施について
- 3 令和2年度茂原市教育委員会学芸・体育功労者表彰について
- 4 令和3年度奨学資金貸付について
- 5 行事の共催、後援及び協賛について
- 6 令和3年第2回（2月定例会）、第3回（3月臨時会）及び第4回（3月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について
- 7 その他

4. 閉会宣言

(会議結果)

議決事項について、議案第1号から議案第3号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

令和3年第1回（定例会）

- 1 期日 令和3年1月26日（火）
開会 午後3時00分
閉会 午後3時40分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 安藤 明子
委員 高貫 裕一郎
委員 高仲 輝夫
委員 竹田 幸則
- 4 出席職員
教育部長 岩瀬 裕之
教育部次長（教育総務課長） 佐久間 尉介
学校教育課長 金澤 勤
生涯学習課長 洪木 千春
教育総務課長補佐 川崎 弘道
教育総務課総務係長 小安 宏尚
- 5 署名人の指定
委員 高貫 裕一郎
委員 高仲 輝夫
- 6 傍聴人 1名

教育長 : ただいまから、令和3年第1回茂原市教育委員会会議（1月定例会）を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「高貫委員」と「高仲委員」を指定いたします。

また本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症予防の対応のため、会議に関係する担当課長のみのお出席となっております。

これより会議事項に入ります。

本日は、議案が3件となっております。

それでは、議案第1号「茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第1号「茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。

本案は、茂原市立本納小学校を移転することに伴い、位置を変更するものでございます。

本納小学校の建設につきましては、令和3年8月10日の竣工に向け、順調に工事

が進んでおります。

小学校の一覧表のうち、本納小学校の位置について、茂原市本納1987番地から1623番地に変更するものでございます。

本案は、本日の教育委員会会議でご可決いただいた後、令和3年茂原市議会3月定例会に議案を上程し、可決後、市民の方々への周知を経て、令和3年9月1日からの施行予定となります。

教育長 : 議案第1号について質疑をお願いします。
(質疑なし)

教育長 : 議案第1号について採決に入ります。
議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

教育長 : 議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第2号「茂原市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第2号「茂原市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。

本案は、本市において市指定文化財について国又は県指定文化財の指定があったときは、市指定文化財の指定解除を文化財審議会に諮問し答申を得ることになっておりますが、多くの自治体において「国又は県指定文化財の指定があったときは、指定文化財の指定は解除されたものとする。」と条例に規定されており、本市においても同様の規定を追加して事務の簡素化円滑化を図るものでございます。

第5条第2項に「指定文化財について、法又は県条例の規定による指定があったときは、当該指定文化財は解除されたものとする。」との条文を追加します。

また、このことに伴い、第18条第2項第1号の解除の次に「(ただし、第5条第2項の規定による指定の解除は除く。)」との条文を追加することで、法又は県条例の規定による指定があったときは解除の諮問をする必要がなくなり、事務の簡素化円滑化を図ります。

なお、この条例は、令和3年4月1日からの施行を予定しております。

教育長 : 議案第2号について質疑をお願いします。
(質疑なし)

教育長 : 議案第2号について採決に入ります。
議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

教育長 : 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第3号「茂原市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第3号「茂原市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、行政手続きの簡素化のため、押印をなくすよう様式の改正を行うものでございます。

現在奨学資金に関係する手続きを行う際には、署名の他に押印が必要となっておりますが、連帯保証人になることを承諾する等の実印が必要な場合を除き、別記様式中の押印を必要とする箇所を削ることで手続きの簡素化を図るものでございます。

なお、この規則は令和3年2月1日からの施行となります。

教育長 : 議案第3号について質疑をお願いします。

高貴委員 : この改正に関する質問ではないのですが、奨学資金は年々利用者が減っているという話を伺っているのですが、どのように減少しているのか、推移についてお聞きします。

教育部次長 : 茂原市奨学資金の貸付状況でございますが、令和2年度で、新規分4名、継続分で13名、計17名でございます。

令和元年と比較いたしますと、新規分5名、継続分が20名、計25名となり、今年と比較して8名減となっております。

高貴委員 : 少しずつ減っているということですが、制度の今後についてはどのようなお

- 考えでしょうか。
- 教育部次長 : 奨学資金については、国の方で給付型等の形ができていますが、それで全て対応できるというものではないと思うため、一形態として今後も残していきたいと考えております。
- 高仲委員 : 認印はなくても法的に問題はないのか伺います。申請する際に本当に本人かを確認する必要があるかもしれませんが、その辺りはどうなのでしょう。
- 教育部次長 : 内閣府法務省及び経済産業省の連絡にて示されました、押印についてのQ&Aからの抜粋でございますが、文書の成立の真正は、本人による押印の有無のみでは判断されるものではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料など、証拠全般によるというような回答がでておりますのでそれに沿って対応していきたいと思っております。
- 安藤委員 : 関連ですが、本人確認について、マイナンバーの番号等は確認されるのでしょうか。
- 教育部次長 : マイナンバーを確認することは現在考えておりません。
- 教育長 : 議案第3号について採決に入ります。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。報告事項に入ります。
- 生涯学習課長 : 報告事項1「第四次茂原市子ども読書活動推進計画(案)に係わるパブリックコメントの実施について」説明をお願いします。
- 報告事項1「第四次茂原市子ども読書活動推進計画(案)に係わるパブリックコメントの実施について」ご報告をいたします。
- 「茂原市子ども読書活動推進計画」につきましては、現在推進中の第三次推進計画の計画期間が令和2年度をもって終了することから、今年度、策定協議会を設置いたしまして、「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」の策定に取り組んでまいりました。
- この度、「第四次推進計画」の案を取りまとめたことから、さらに広く市民のご意見を伺いたく、パブリックコメントを実施するものでございます。募集期間でございますが、2月1日(月)から3月2日(火)までといたします。
- パブリックコメントの報告は以上になります。
- 続きまして「第四次茂原市子ども読書活動推進計画(案)について」ご説明をいたします。
- 「子どもの読書活動の意義」ということで、子どもにとって読書活動は、言葉を学ぶだけでなく、感性を磨き、表現力を高め、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであると位置づけまして、子どもを読書好きにするためには、大人が読書の大切さを理解し、家庭、学校、図書館、行政やボランティアとが連携し、子どもの成長に合わせた本をいつでもどこでも読めるような読書環境の整備を推進する必要があるとまとめてございます。
- 「計画の背景」でございますけれども、国・県の動向を中心にまとめたものでございます。国が、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定したことを受けまして、本市では、第一次を平成16年3月に、第二次を平成23年3月に、第三次を平成28年3月に策定しまして、この3月に第四次推進計画を策定しようとするものでございます。
- 次に、「計画の位置づけ」でございますが、子どもの読書活動の推進につきましては、「茂原市総合計画」の中に位置づけられているほか、「茂原市教育施策の大綱」においても、「基本方針2 心を育む人間教育推進」の中に「読書活動の推進」が位置づけられており、非常に重要な取り組みであると考えております。
- 「第2章 第三次推進計画における成果と課題」ですが、各施策について掲げた数値目標等の達成状況や新規施策における開始時期などについて成果をまとめ、そこから明らかになった3つの課題を掲げました。
- 「第3章 第四次計画の基本方針」は、市としての子どもの読書活動を継続して推進するために、第三次推進計画における成果と課題に加え、子どもを取り巻く状況や社会の変化等を踏まえ、「Ⅰ 発達段階に応じた切れ目のない読書環境の整備」、「Ⅱ 発達段階に応じた切れ目のない読書への関心を高める施策の展

開」の2項目を基本方針としまして、家庭、地域、幼保、小中学校、市立図書館及び教育委員会が相互に連携・協力し取り組んでまいります。

なお、この計画期間は令和3年度からおおむね5か年といたします。

「第四次茂原市子ども読書活動推進計画の体系」ですが、基本方針Ⅰでは、基本方策2項目と具体的施策4項目を設定いたしました。

また、基本方針Ⅱでは、基本方策3項目と具体的施策を19項目設定いたしました。

「第4章 読書活動のための具体的な取り組み」は、項目ごとに施策の展開を載せてあります。具体的施策につきましては、第3次推進計画の施策を継続することを基本としておりますが、「新しく開園する認定こども園との読書活動に関する連携体制を構築すること」「市立図書館が学校と連携して、ビブリオバトルの普及啓発を進めること」「中学校での読書活動の充実をめざし、中学校図書館へ学校司書を配置し、学校図書館の整備を図ること」を、新規施策として定めてございます。

なお、本計画につきましては、パブリックコメントを実施して、修正等があれば修正して、その後3月の教育委員会議に諮りまして、皆様方にまたご報告をする予定でございます。

以上、概要を説明いたしました。よろしく申し上げます。

- 教育長 : 報告事項1についてご質問等ございますか。
- 高仲委員 : 感想ですが、読書活動への熱い思いを感じました。委員さん方には、読書活動に造詣が深い方が集まっているのだなと感じます。
- 幼児から中学生まで本と共に成長しましょう、将来本を友として人生を歩んでいく大人になってほしいという表現が多数あるように思います。大人になって本と共に生活してほしいという最終目標があり、素晴らしいなと思います。
- 基本方針が2つあり、どれも共通しているキーワードが、「切れ目ない」という言葉で、繋ぐという意味合いがあるのかなと。幼小中を繋ぐということと、図書館・学校・地域家庭の人達、人のネットワーク体制のこと、人とのつながりを大事にしようという思いがあるのかなと思いました。
- 「ブックトーク」、「ビブリオバトル」とありますが、一般の方にわかるかどうか心配があります。別のところだと「リーディングトラッカー」についての説明がありますが、こういうのがあると親切だなと感じました。「ブックスタート事業」「セカンドブック事業」についても同様です。
- かつてと今では、学校の読書活動の様子がだいぶ変わっています。様々な取り組みがあり、環境も変わりました。素晴らしいことだと思います。
- ぜひ、この計画をもって、より良い方向に進んでいってほしいと願っております。
- 高貴委員 : 質問と感想ですが、読書活動に対する思いが伝わってきました。
- お伺いしたいのが、この計画を進めるうえで茂原市子ども読書推進会議というのが主体となると思うのですが、この組織についてと、この会議を推進していくのが教育委員会だと思いますが、生涯学習課が主体となるのか、進める主体となる課について、伺います。
- 生涯学習課長 : 茂原市子ども読書推進会議は、保育所、幼稚園、小中学校、市立図書館、学校教育課、生涯学習課の職員で構成されています。
- 基本的には、生涯学習課と学校教育課で連携して取り組む形となります。
- 高貴委員 : とすると、策定委員さんがそのまま推進協議会の委員になるということですか。
- 生涯学習課長 : 計画を策定する協議会につきましては、教育部次長を会長として構成しております。中堅で図書の業務等を把握している職員が委員という形となりますので、策定協議会とはまた別の構成となります。
- 安藤委員 : 「図書館を使った調べる学習コンクール」についてですが、平成28年と令和元年を比べるとかなり増えていますが、どのようにして広めたのでしょうか。
- 生涯学習課長 : 市立図書館の館長が各学校を訪問し、取り組みを説明いたしました。初年度である平成28年以降は、急増しております。
- 安藤委員 : 優秀賞等の表彰はありますか。
- 生涯学習課長 : 優秀な作品については、図書館の方で表彰等を行っております。

- 安藤委員 : セカンドブック事業についてですが、これは郵送とかではなく、手渡しで渡しているのですか。
- 生涯学習課長 : 現状は3歳児健康診査票に引換券を同封し、手渡しという形をとっておりますが、お渡しする率が低いため、今後は郵送等を検討していかなければならないと考えております。
- 竹田委員 : 「学校支援ボランティアの育成と活用」ということで、組織されていない学校についてはと記載がありますが、どのくらいの割合で組織されている学校とされていない学校があるのでしょうか。
- 生涯学習課長 : 学習支援ボランティアにつきましてですが、小学校は14校全てにいらっしゃいます。人数は65名です。中学校は2校でボランティアは2名となっております。これは平成30年の調査結果となり、現時点での数字はまた確認が必要となります。
- 竹田委員 : 小学生の時に興味をもていただければ継続して本に興味を持つと思うので中高生に向けた活動も大切だと思いますが、小学生が今まで以上に本に興味をもつような施策にしていいただければありがたいなというお願いです。
- 教育長 : 「読書活動の充実に対する連携」とありますが、これが第三次計画から課題になっていたのですが、学校と図書館、教育委員会とボランティアの連携は必要だと思います。学校の先生はこれを知らない人もいると思うので、ぜひ学校の先生や市民に情報発信を活発にしていいただいて、皆に知ってもらい、茂原市の読書が充実していくようお願いしたいと思います。
- 教育部次長 : 報告事項2「茂原市教育施策の大綱（案）に係わるパブリックコメントの実施について」説明をお願いします。
報告事項2「茂原市教育施策の大綱（案）に係わるパブリックコメントの実施について」ご説明申し上げます。
茂原市教育施策の大綱につきましては、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画期間となっており、令和3年度からの新たな大綱を策定するため、今年度、修正案の協議を進めてまいりました。
前回12月の教育委員会会議の際、委員の皆様にご確認いただき、教育委員会における最終案が決定したため、2/1から3/2までの期間でパブリックコメントを行うものでございます。
- 教育長 : 報告事項2についてご質問等ございますか。
(質疑なし)
- 教育長 : 報告事項3「令和2年度茂原市教育委員会学芸・体育功労者表彰について」説明をお願いします。
- 教育部次長 : 報告事項3「令和2年度茂原市教育委員会学芸・体育功労者表彰について」ご報告いたします。
被表彰者については、要綱及び内規に基づき、全国大会で3位以上の入賞者、又は県大会で1位入賞者に相当する優秀な成績をおさめた方々等を表彰いたします。
今年度は、学芸部門では小学生4名、中学生1名の計5名を表彰いたします。体育部門では小学生2名、中学生2名、一般6名、1団体の計10名及び1団体を表彰いたします。
次に表彰式ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から表彰式の開催を中止し、表彰状等は、学校等を通じて伝達する予定です。
- 教育長 : 報告事項3についてご質問等ございますか。
- 教育部次長 : 報告事項4「令和3年度茂原市奨学資金の貸付について」説明をお願いします。
報告事項4「令和3年度茂原市奨学資金の貸付について」のご説明を申し上げます。
令和3年度につきましても引き続き奨学資金の新規貸付を実施いたします。
内容については、大学・高等専門学校・専修学校に入学が決定し、または在学している学生に修学費として月額5万円以内の貸付となります。また、希望者には、修学費とは別に入学時の就学支度費として15万円以内で貸付をいたします。4年制大学の場合では、最大255万円の貸付けになります。
貸付の流れといたしましては、まず2月1日号の広報もばら及び市のウェブページで募集し、申請書を2月1日（月）から3月8日（月）まで教育総務課の窓口等

で配付します。申請の受付は3月9日（火）から3月25日（木）まで随時受付いたします。

その後、貸付の審査を行い、4月上旬に貸付決定通知書を送付し、5月中旬と9月中旬に6か月分ずつ奨学生本人名義の口座に奨学資金を振込みます。

教育長 : 報告事項4についてご質問等ございますか。
高仲委員 : 必ず本人が署名押印とありますが、これについて伺います。
事務局 : 申請書については、実印を押していただく箇所があるため、残させていただきました。

竹田委員 : 奨学金の周知はどのようにされているのでしょうか。
教育部次長 : 周知につきましては、茂原市の教育総務課のウェブページで公開させていただいており、また広報にも掲載しています。

安藤委員 : 学術優良というのは、例えば成績基準を設けたりしているのですか。
事務局 : 学業成績証明書を提出していただきます。
教育長 : 報告事項5「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。
教育部次長 : 教育委員会で共催、後援又は協賛を決定した行事についてご報告いたします。令和2年12月に決定した行事は、「共催」につきましては学校教育課で1件、「後援」につきましては生涯学習課で1件、「協賛」につきましては美術館・郷土資料館で1件、合計3件でございました。

教育長 : よろしく願いいたします。
報告事項5についてご質問等ございますか。
(質疑なし)

教育長 : 報告事項6「令和3年第2回、第3回及び第4回茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。

教育部次長 : 令和3年第2回から第4回の茂原市教育委員会会議の日程についてご報告いたします。

令和3年第2回の2月定例会につきましては、2月16日の火曜日、15時より開催いたします。

前回の報告では、15時より学芸・文化・体育功労者等表彰式を行う予定のため、13時15分からの開催と報告させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行を考慮し表彰式中止としたため、開催時刻を15時へと変更させていただきました。

次に、第3回の3月臨時会につきましては、3月8日の月曜日、15時より開催いたします。県費負担教職員のうち校長及び教頭先生の任免その他の進退に関する内申の人事案件が議決事項となります。

また、第4回の3月定例会につきましては、3月24日の水曜日、15時より開催いたします。なお、この日は会議前の13時15分より第2回総合教育会議を予定しております。

教育委員会会議及び総合教育会議につきましては、いずれもこちらの9階会議室で行います。

教育長 : それでは、以上で第1回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月24日

教育長 内田 達也

署名委員 高貫 裕一郎

署名委員 高仲 輝夫